

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月17日

【事業年度】 第91期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 大建工業株式会社

【英訳名】 DAIKEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井邊 博行

【本店の所在の場所】 富山県南砺市井波1番地1
上記は登記上の本店で、本店の事務を行っている場所は
大阪市北区堂島1丁目6番20号（堂島アバンザ）

【電話番号】 （06）6452-6321（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役 藤井 克巳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号（NOF日本橋本町ビル）

【電話番号】 （03）3249-4800（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部担当次長 山下 芳光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）
大建工業株式会社大阪支店
（大阪市北区堂島1丁目6番20号）
大建工業株式会社東京支店
（東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第91期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) <省略>

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

(訂正後)

(1)～(5) <省略>

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

(7) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できることとした事項

① 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めている。

② 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めている。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。